

資本主義はなぜ、女性にスポーツを普及させるのか

内 海 和 雄*

1. 課題設定

1.1 人類史とスポーツ

スポーツは人類の大型動物狩猟や戦闘のトレーニング化、プレイ化として誕生したものであり、人類の生存に直結した。人類の創造した文化の一環として、その後の人類史の重要な構成要素として現在に至っている。しかしその後の古代奴隷制社会や封建制社会という階級社会では、文化一般の所有の歴史が示すように支配階級によって占有された。スポーツも例外ではなく、BC776年からAD394年まで続いた古代オリンピックも参加できたのは貴族階級のみであり、奴隷階級は完全に排除されていた。封建制社会は宗教社会であり、「精神優位、肉体劣位」の思想の中で、スポーツは土着のゲームとして、生活に根付いた形で細々と残存したが、スポーツ競技会はことごとく歴史から姿を消した。

しかし資本主義社会になると、スポーツが復興し、体操や柔道が開発され、多くの伝統的な土着の文化が再編された。そして当初は支配階級である資本家階級や貴族階級に独占されていたスポーツが、幾多の障害を越えながら、次第に被支配階級である労働者階級にも普及するようになってきた。同じように資本主義の前史では全く男性優位の家父長制によって人格的にも支配されてきた女性が、資本主義では男性との平等化を主張と運動によって実現しつつある。その一環に女性のスポーツ参加もある。

1.2 資本主義はなぜ、国民にスポーツを普及させるのか

このように見てくれば、「資本主義はなぜ、国民にスポーツを普及させるのか」と問うのは論理の帰結として当然の成り行きであろう。資本主義でスポーツが普及したと言うことは、人々が単にスポーツに参加したいという意向が高まったという個人的な解釈では説明しきれない。そこには資本主義という政治経済体制が人々をスポーツに駆り立てる何らかの誘因があるのではないかと考えるのが社会科学の役目である。

資本主義社会も階級社会であるが、被支配階級である労働者階級もまたスポーツに参加しつつある。特に1960年代以降に福祉国家で大きく進んだ「スポーツ・フォー・オール (Sport for All)」政策は国民のスポーツに参加する権利「スポーツ権」の思想と政策を歴史的に初めて生み出した。それはスポーツの歴史では革命に匹敵する。その承認は今やユネスコのみならずIOCをも含めた国際機関も承認し、世界標準となりつつある。また世界各国（特に福祉国家を中心とした先進諸国）でもその実現に努力している。こうした中で、改めて、そしてそもそも資本主義はなぜ、すべての国民にスポーツを普及させるのかを問うことは、今後のスポーツの発展を問う上での根本的な課題である。

1.3 資本主義はなぜ、女性にスポーツを普及させるのか

同じように、この問いは男性との平等性を問う女性スポーツにとっても基幹の問題である。

* 広島経済大学経済学部教授

なぜ女性にスポーツは普及するのか、しかしなぜ男性によって差別されるのか、そしてどうすれば女性のスポーツ参加における平等性は獲得されるのか、などなどの解明の原点がこの問いには包含されている。

この問い（課題）はその理由は定かではないが、先行研究では皆無であった。しかしこう問うことによって資本主義とスポーツのより密接な関連の解明、そこでの女性参加の意義、そして現在世界標準となっているスポーツ権の法源などについての究明にも連なる方法論を提起する。

1.4 「スポーツと資本主義」論

後述するように、これまでもスポーツが資本主義社会の中でどのように発展してきたのかについては当然ある程度存在する。そしてその課題に迫る方法論は多様にあるが、共通して言えることは資本主義社会がいかにしてスポーツに影響を与えてきたのかという方法である。もちろんそれ自体重要な歴史学、社会学の研究課題であるが、そもそも資本主義とその前史の違い、資本主義の独自性の追求とはなっていない。

ということで、「資本主義はなぜ、国民にスポーツを普及させるのか」を問いながら更に発展させて、「資本主義はなぜ、女性にスポーツを普及させるのか」を課題として設定することから、女性スポーツの今後の諸課題を展望してみたい。

2. スポーツとは何か

歴史、社会とスポーツとの関係を考察するに当たって、まずスポーツをいかに捉えるのかについて2点、明確にしておかなければならない。第1は、スポーツ論の中に時折見かけるのは、「スポーツと健康を結びつけるのでは無く、スポーツの独自の面白さの追求に求めるべきだ」という主張がある。これはスポーツが健康や国

民、兵士の体力増強の手段にされており、スポーツ独自の文化として目的論的に主張すべきだという、彼らの悲痛な叫びでもある。この思考はホイジンガの『ホモ・ルーデンス』¹⁾の文化=遊戯論に依拠したものである。確かにこの主張はスポーツの一面を指摘しており、誤りではない。しかしスポーツという文化は、身体的要素と競技様式やルールなどの社会的要素が本質レベルで結合した特殊な文化であり、先の主張は単に後者の要素からのスポーツ把握に他ならない。競争性を楽しむだけの文化であれば将棋、囲碁、チェス、トランプなどがある。それらに身体形成的要素は関わらない。しかしスポーツは競争を身体活動を通して競うという特質を持つ。したがって、後者の要素だけからのスポーツ把握は、その社会の身体的要請との関係で成り立つ文化である事を除外してしまう。それ故にスポーツと社会との関連を把握できなくする。したがって、スポーツ論としては一面的すぎるのである。つまりスポーツにおける「面白さ」とは単に社会的な要素であるルール、競技様式の面白さだけでなく、身体活動による面白さ（体が敏感に動く、体力がつく、技術操作が上達する、すっきりする等の身体的な要素を含む心理的表現）を含んだものである²⁾。

第2点は、スポーツは個人的な文化ではなく、極めて公共的な文化であるということである。1850～1970年代の間のアマチュアリズムというブルジョア個人主義に席卷された長い歴史の中で、スポーツは個人の営みとのイデオロギーが形成された。そして現在新自由主義という市場化、民営化のイデオロギーの下で、個人主義が強化されている。逆に言えばスポーツ政策の公共的施策が後退している。しかしスポーツの享受には莫大な土地や施設・設備などを必要とする。またスポーツの指導者の養成も必須である。そして地域のスポーツクラブの養成も求められる。これらは個人での対応は不可能である。そ

のため古代オリンピック以来、スポーツ競技会は多くが国家的、公共的行事として行われてきた。そして1970年代以降の西欧、北欧で誕生し世界に普及している「スポーツ・フォー・オール」の思想と施策は、福祉国家における福祉政策として、極めて公共性の高い政策である。

このように述べたのは、今後のスポーツの展開の上で、確かにスポーツに参加するかどうかは個人の選択に拠るが、スポーツ要求の実現には公共的施策が不可避であることを確認しておく必要があったからである。

3. 資本主義はなぜ、国民にスポーツを普及させるのか

それではいよいよ資本主義におけるスポーツの位置について展開しよう。そして先ず、資本主義の概略を述べておかねばならない。

3.1 資本主義とは何か

3.1.1 政治経済

資本主義とは、労働者の生産労働から搾取された資本の蓄積を最も根源とする社会である。生産力の発展、つまり工業、商業そして農業の発展は、商品生産の発展である。それは封建制社会と異なり、物流、情報、労働力の流動を飛躍的に活発化させた。それと共に貨幣（資本）がその媒介となる。生産基盤（土地、工場、原材料）を所有する資本家階級（ブルジョアジー）は労働者を雇用し、彼らの労働を搾取することによって利潤（剰余価値）を産み、資本化した。資本は労働者階級の労働力を通じた生産により最大限の利潤を得ようとする。この点で、その利潤が保障されれば、労働者は男性でも女性でも構わない。また常にその利潤を最大化しようとする本性を持つ。労働者はこれまで封建領地に拘束されてきた農奴たちであるが、封建制の階級と身分による拘束から解放されて自由になった。がしかし、資本家階級による厳しい労働

条件や解雇によって再び自由を奪われ、労働者階級を形成した。

資本主義は生産による富と、その国民への分配によって成立する。もし生産力が低ければ、その国民への富の分配も低く、資本主義として発展途上である。一方、生産が高まれば必ず国民への分配が拡大するかと言えば、必ずしもそうではない。国や企業がその富を独占して、国民に分配しない傾向を持つ。ここには企業や国の労働政策や福祉政策の違いが生じ、その分配、福祉度は国民の権利獲得の運動が重要になる。

資本主義は、「士農工商」における士（貴族）を支配階級とする封建制社会から、それまでの被支配階級である工商と士が結束して、資本を獲得して支配する社会であり、階級的、身分的に大転換をした社会である。それ故、「人は神によって生まれながらに身分を与えられた」とする封建的差別思想を破棄して、「人は生まれながらに平等である」という近代イデオロギーを支持して発展した。これを実現したのが資本主義革命、民主主義革命であり、その典型が1789年のフランス革命である。ここには農奴たちも、商工者たちも挙って旧体制（封建制）の打倒に参加した。

フランス革命における「自由・平等・友愛」の自由とは封建的階級・身分制度からの解放であり、個々人の人権の保障であると同時にブルジョアジーの意向を反映した財産所有の自由である。厳しい階級、階層分化を持つ封建制社会を打破して、より平等な社会が期待され、平等に基づく民主主義も達成されるかに思われた。しかし、労働者階級の大半は農村から駆り出されたかつての農奴たちであり、都市のスラムに住み、自らの労働力（心身）しか所有できない階級である。彼らは資本との自由な労働契約下に置かれるが、厳しい労働搾取、労働条件下に置かれ、不況になれば失業し、誰も面倒を見られず、逆に極めて不安定な状態に置かれるこ

となり、実質的自由は実現しなかった。こうして労働者たちは新たな自由の可能性と同時に、一方では新たな支配と差別の下に置かれた。

3.1.2 人権思想・女性観

こうした中で、新興資本家階級のイデオログとして封建制のイデオロギーと闘い、近代化の思想を展開してフランス革命やアメリカ独立宣言にも大きな影響を与えたイギリスのジョン・ロック（1632-1704）は、家族観や女性観については家父長制を基礎とした市民社会の原則を展開した。同じくフランス革命に多大な影響を与えた近代思想家、ジャン・ジャック・ルソー（1712-1778）は『人間不平等起源論』（1753）において自然的・肉体的不平等が道德的・政治的不平等の根拠となっていけないと、封建制を否定して新興資本家階級の意志を代弁した。ルソーは『エミール』の中で自然主義的で革新的な子ども像を確立し、近現代の児童教育に多大な影響を与えたが、女性に関しては家に居て子育てや家事に専念し、夫を支えることを理想とするブルジョア家族観、女性観を展開した。フランス革命は「人権宣言」を発して人間の平等性を掲げたが、そこに女性の人権は未だ含まれなかったのである。こうして封建制の打破においては大きな役割を果たしたイデオログやフランス革命もまた、女性の解放については当時の封建的な家父長制と女性劣性観を脱しきれなかった。

ところで、1804年に制定されたナポレオン民法典は新たな資本主義的エートスに基づいて形成された代表例である。しかし家族制度については家父長制に基づき、妻は固有財産の処分権や夫婦共有財産の管理権を否認され、貞操義務（例えば姦通罪など）や離婚要件でも不平等が存在した。それらは20世紀まで影響を与えた³⁾。またそこに含められた女性劣性観は現在まで影響している。

因みに、日本の明治維新も資本主義革命であ

るが、幕府と、資本家に支持された薩長の新興勢力との間の野合で決定された。それゆえ、封建制下の被支配階級であり人口の大半を占めた農奴がその革命に参加できず、革命後も多くが労働者となり抑圧され続けたところに、現在に続く日本の人権意識、民主主義の弱さの源泉の1つとなっている。そしてナポレオン民法の影響を受けた民法人事編（1890（明治23）年）では戸主権や家督相続制を基礎とする「家」制度が構築され、1898（明治31）年の民法・親族・相続編では家父長制が強化され、妻は「無能力」（行為能力の否定、家督相続からの排除など）としての観念を被せられ、同居・貞操義務などが押しつけられた。これらは1947（昭和22）年に制定された現日本国憲法の24条において、婚姻の自由と夫婦同等の権利、婚姻や家族に関する法律が個人の尊厳と両性の本質の平等に立脚しなければならないとの規定によって否定されるまで続いた⁴⁾。

3.2 資本主義はなぜ、国民にスポーツを普及させるのか

「スポーツとジェンダー」研究において女性スポーツと「資本主義と家父長制」との関連は真正面からは議論されてこなかった。この辺りを何とか究明したいといくつかのジェンダー論関連の著作・論文を読むうちに、経済学者・二宮厚美の『ジェンダー平等の経済学—男女の発達を担う福祉国家へ—』⁵⁾に出会った。社会学者が示し得なかった資本主義における家父長制の物質的基盤を経済学的に解明しようとしたものであり、近代家父長制、家族賃金、性別役割分担、無償家事労働、半自由女性労働者他の概念をも明確にした。

私の経済学知識の不足によって難解な部分もあるが、私は次の2点で大きな示唆を得た。第1は、資本は利潤を得るためには源泉である労働者の労働能力が関心事であって、その能力が

高ければその属人的性格つまり男性であろうと女性であろうと、あるいは人種、宗教などは意に介さないということである。この指摘は資本主義における男女の関係を理解する上で、さらに国民へのスポーツ普及の社会的、経済的基盤を理解する上で決定的な発見であった。それは後に展開する国民の、女性の労働力化→社会化→健全な心身の必要性という論理への誘因となった。そして第2は、「資本主義と家父長制」の関連の究明である。資本主義における女性差別は2重の構造を持っている。先ず資本主義的支配・差別であり、それは資本家階級と労働者階級という階級関係におけるものである。もちろんここには圧倒的多数の労働者階級の女性も包含される。資本主義社会における労働者の抱える被支配・差別、つまり低い給料、劣悪な労働条件などである。

さらに、それに規定されながら長い女性差別としての家父長制的支配・差別を伴っている。それは女性劣性観、女性穢れ観を伴っている。そしてそれらの根本的な解決の方向として、二宮は福祉国家を志向した。(二宮は支配と差別の関連を識別し、支配は上下関係として2者の関係だが、差別は同等な関係である2者を第3者が格差付けするものだとしているが、本稿ではこれ以上は触れない。しかし女性スポーツを論じる上で支配と差別の関連がどこまで究明できるかどうか、今のところ未知数なので、「支配・差別」の用語はそのまま使用しておく。)

私はこれまでスポーツと人権、福祉そしてスポーツ政策を研究してきた。それは表現を変えれば資本主義的支配・差別を論じてきたことになる(ジェンダーを直接的には論じていない)。そして資本主義におけるスポーツ参加における差別は資本主義的支配・差別の一環である。一方、スポーツのジェンダー論の多くはもっぱら家父長制的に展開されてきた。したがって私自身としても、「スポーツとジェンダー」研究に

とつても方向は逆であったが、相互に「資本主義と家父長制」の関連が問われていたことになる。この二宮の著作はその課題に応えるべく多大な示唆を与えてくれたのである。

3.3 資本主義とスポーツの発展

ここで、資本主義におけるスポーツの発展ないし両者の関連について、スポーツ史、スポーツ社会学における代表的なノルベルト・エリアス、アレン・グットマンそしてトニー・コリンズの説を概観する。彼らが資本主義におけるスポーツの発展をどのように描き出したか、その方法論を見ておこう。もちろん、彼らがスポーツ史、社会学の全体を厳密に代表するわけではないが、主要な特徴は踏まえているだろう。

3.3.1 ノルベルト・エリアス

N・エリアスはE・ダニングとの共著『スポーツの文明化—興奮の探究—』⁶⁾の中で、次のように述べた。興奮は「人間の最も基本的な要求の1つ」(p. 252)であるが、中世までの興奮の表出は社会の規制の緩さを反映して、現代から見ればかなり乱暴であり、暴力的なものも許された。例えば古代オリンピックにおけるボクシングやレスリングでは余り細かなルールは無く、相手がギブアップしなければ、ルールの範囲内で殺しても罰せられなかった。同じように、中世の原始フットボールではボールの争奪を巡って死人も生まれていたが、犯人が罰せられることは無かった。

しかしイギリスでは近代化の過程で、議会を中心とする非暴力化が進んだ。それまでの議会選挙では勝者による敗者への暴力的報復が繰り返されてきた。しかし18世紀に入ると非暴力化が少しずつ成し遂げられていった。それは単に議会に留まることなく、社会全般の規範となり、人々の日常生活も自制化が強く求められるようになった。これによりこれまでの社会では許されていた数々の暴力的な興奮の形態に歯止めを

かけ始めた。こうした規則化（文明化）される社会の中で、社会的に耐えがたい無秩序や人間同士の傷害行為の危険を避けながら、十分な楽しい興奮を共有できる文化が要請された。これに応えたのがスポーツであった（p. 252）。

イギリスが近代スポーツの発祥地となることができたのは、封建領主たちの自由度がヨーロッパ大陸の領主たちに比べて相対的に高く、更にいち早い産業革命の進展に伴う土着のゲームの商業化が進んだからであるといわれているが、人々が余暇の中で求める興奮、スポーツに期待する興奮、抑制されたルール、感情規制の公的、私的レベルが社会的に形成された。

こうしてエリアスは、フィギュレーション社会学の立場に依拠し、近代とは一方では人間としての興奮を希求しながら、他方では自己抑制への衝動が強まったと捉えた。そのために規制化された社会では公認されたルール（非暴力化）に則り、その範囲で公然と発散できるスポーツの必要性が高まったと考えた。もちろんこの興奮とは、スポーツの持つ身体活動、身体形成要素と同時に、他方ではルール性、技術、用具などからなる競技様式、社会的要素との両側面を介して獲得されるものである。

3.3.2 アレン・グットマン

グットマンは各時代におけるスポーツの性格を図表1のように捉えた⁷⁾。つまり、歴史的には原始、ギリシャ、ローマ、中世そして現代に区分し、現代スポーツの性格をマックス・

ウェーバーの資本主義論に依拠しながら世俗化、平等化、専門化、合理化、官僚化、数量化そして記録化の7項目で捉えた（p. 94）。現代（Modern: 訳者によって近代または現代としている。）はその全ての性格を有するとしている。

7項目の内容はアレン・グットマン『スポーツと帝国—近代スポーツと文化帝国主義—』⁸⁾の中で以下のように要約されている。それに対する私の補足も含めて以下のように指摘する。

- ・世俗性—前近代のスポーツが霊的、聖的な超自然的領域に関与した宗教的儀式化を多く伴っていたのに比して、現代スポーツは、儀礼的側面を持ったり、強烈な感情を呼び起こしたりする傾向を持つが、霊的、聖的な特質を持つものではなく、世俗化している。
- ・平等性—前近代ではスポーツ競技会は支配階級に独占されてきたが、アマチュアリズム崩壊後の現代においては、理論上は、何人も人種や民族といった属性を理由に参加を拒否されない。これはスポーツに参加する上での社会的な平等化である。そしてスポーツのルールもすべて参加者に共通である事が求められる。
- ・官僚化—古代スポーツの多くは、宗教儀式と結合していたこともあり多くが聖職者によって、あるいは儀礼に通じた神官たちによって支配されていた。しかし近現代では国家的ないしは国際的官僚機構（例えば IOC や NOC 更には FIFA など）によって管理、運営され

図表1 各時代におけるスポーツの性格（○はあり、×はなしを示す）

	原始的	ギリシャ的	ローマ的	中世的	現代的
世俗化	○×	○×	○×	○×	○
平等化	×	○×	○×	×	○
専門化	×	○	○	×	○
合理化	×	○	○	×	○
官僚化	×	○×	○	×	○
数量化	×	×	○×	×	○
記録化	×	×	×	×	○

ている。

- ・専門化—現代スポーツの多くは、かつてはさほど違いの無かったゲームから進化し、現在のラグビー、サッカー、アメリカン・フットボールなどに専門分化し、さらにその中でも役割や競技ポジションがさまざまに専門分化した。これはスポーツの高度化、プロ化とも関わっている。
- ・合理化—現代スポーツのルールは目的—手段という観点から絶えず吟味され、頻繁に修正される。競技者たちは科学的トレーニングを積み、最新の技術を駆使した器具を使用し、技倆を最も効率的に発揮できるように努力する。それは試合の合理性の探究や科学的な練習法の探求でもある。
- ・数量化—我々の現代生活の殆どすべては数量的世界に生きている。統計はゲームにとって不可欠な部分を構成し、戦術をも決定する。これは計測機器の発展に支えられたものだが、これにより時代を超え、地域を越えて記録化でき、その比較ができるようになった。
- ・記録への固執—「記録」とは計測化され、数量化されたものであり、極めて現代的である。すべての競技者は新記録を目指す。かつての競技は数量化ができなかったから、計測化も厳密ではなかった。しかし現代はそれによって比較が可能となり、その分記録への固執が強まった。

グットマンはさらに、資本主義における世界へのスポーツの普及、伝搬を経済的規定による「文化帝国主義」ではなく、もっと多様な要因が関わった「文化ヘゲモニー」として捉えている。もちろんこれはマルクス主義を機械的だと批判して、より応用的なグラムシのヘゲモニー論を採用している。マックス・ウェーバー主義を自認するグットマンがグラムシ（マルクス主義）との折衷を選択したとも受け取れる。

3.3.3 トニー・コリンズ

トニーコリンズの『資本主義社会のスポーツ』⁹⁾は、エリアスやグットマンの把握は表層的であると批判し、マルクス主義の立場から社会構成体としての生産関係としての土台と上部構造との関係をより強く意識して、商業化によるスポーツ、特にプロ・スポーツの発展を把握している。資本主義化に伴って土着のゲームが廃れ、資本の集積化に伴う都市化や市場化と共に集団種目（サッカーやクリケット他）の普及、さらにマスコミの発展とスポーツ普及の相乗効果そして帝国主義化とスポーツの普及など、対象自体はグットマンと重複する部分もあるが、資本の発展、その所有形態としての帝国主義などの経済基盤との関係をより強く自覚した方法論となっている。

敢えて、もう一つ加えておきたいのはネオ・マルクス主義における現代スポーツ、資本主義とスポーツのとらえ方である。この場合、現代資本主義におけるスポーツの否定的な側面のみを捉えて、「スポーツは資本主義に労働者を適応させるための手段である」「スポーツは大衆の新たなアヘンである」と規定する。特にスポーツの競争的性格が「資本に奉仕する労働者の競争心の育成の場」、「スポーツは遊びを資本主義的に歪曲した形態である」とも捉える。確かに資本主義に存在するスポーツは前3者が指摘するようにそうした資本主義の性格を反映する側面も否定できない。しかしそれが資本主義におけるスポーツの本質的、包括的規定であるとするれば、ネオ・マルクス主義者にとってもはやスポーツは否定の対象に過ぎなくなる。ここにはスポーツの本質研究と、資本主義の本質理解に難があり、表層の見解となっている。こうした跳ね上がりのなスポーツ論もまた、資本主義スポーツ論の一環に存在することも見ておく必要がある。

以上の4つの研究は、資本主義の諸側面を反

映して、スポーツがいかにして影響を受け、発展してきたかを示している。社会背景特に政治的・経済的要因についての把握に深さ、浅さはあるが、スポーツが社会から規定されたという点での方法論は共通している。しかし、もう一歩踏み込んで、これまでの前史と異なって、そもそも資本主義はなぜ、国民に（そして女性に）スポーツを普及させるのかという視点には応えていない。古代奴隷制社会や封建制社会ではあり得なかった、国民全般へのスポーツ普及、女性へのスポーツ普及がなぜ、資本主義社会で起きてきたのか、起きているのかについての問いと解明はない。その結果、上記の諸スポーツ論に共通するもう一つは、国民のスポーツ参加という視点に欠けることである。このことは、資本主義社会における階級差別であるアマチュアリズムの成立と崩壊の根本的原因の究明や、女性のスポーツ参加を抑圧する基底要因の解明、更には戦後の福祉国家においてなぜ全国民のスポーツ参加を促進する「スポーツ・フォー・オール政策」、そしてその法的根拠である「スポーツ権」がなぜ誕生したのか、その中で国民のスポーツ参加がなぜ国民の権利となるのかなどの究明の立場を確立できないのである。再度まとめると、上記の研究に共通していることは、国民のスポーツ参加の視点はなく、もっぱらプロスポーツや、トップスポーツと東西冷戦などの政治体制との関連などの追求に焦点化されている。もちろんそれらも資本主義とスポーツの関連の究明には不可欠であるが、肝心の国民のスポーツ参加の視点が決定的に欠けるという不十分さを持っている。

上記の不十分さは、ましてや資本主義はなぜ、女性にスポーツを普及させるのか、そして阻害するのかの視点については包摂する視野はないのである。いうなれば男性の視点に傾斜した資本主義論ということになるだろう。こうした新たな視点、問いはジェンダースポーツ研究にお

いて、管見するところ国内でも国外でも全く存在しない。そして今私がなぜこの視点を強調するかと言えば、それはスポーツと社会のより深い関連性追求の方法論の深化、進化にとってより有効だと考えるからである。

4. 資本主義はなぜ、女性にスポーツを普及させるのか

資本主義はそれまでの前史とは異なって、労働者としての国民一般、そして女性にも同等にスポーツを普及させる。それはいったいなぜなのか。この場合、資本自体の要請、国家の要請、そして女性自身の要請がその誘因となっている。

4.1 資本の要請（女性の労働力化と社会化）

二宮厚美が指摘するように、資本は利潤追求を本性とし、儲けになれば労働力は男性でも女性でもよく、性には中立的である。そのため、資本主義は女性もまた男性と同等に労働力として家庭を離れ、社会化をする条件を形成する。つまり、これがこれまでの歴史社会と比べた資本主義の大きな特徴であり、資本主義の進歩性の側面である。

工場制機械工業の段階に入ると、職人の位置は相対的に低下し、単純労働が多くなった。ここには女性や児童が活用された。生産された商品は市場に出回り、売買される。この過程では物流、情報そして労働力の流動が必須であり、ここも資本（貨幣）が媒介する。こうして資本主義は封建制の固定的な社会に比べて、極めて流動的な、展開の速い社会となる。そして国民としてもそうした社会に適応する心身が求められるようになった。確かにそうした社会に住めば次第に適応して行くが、そうした社会に生きる者として、男性のみならず女性もまたより積極的な適応を求められた。そして次代を担う子どもたち（女兒も含む）は新たに誕生した近代義務教育制度の下で、資本主義の労働と軍隊と

社会生活に適応出来るように「知徳体」を教育されるようになった。

この時期、こうした資本主義の要請を最も容易に実現できたのは新たに興隆してきた資本家階級である。彼らは次第に余暇時間とそこで享受する多様な文化、芸術、演劇さらには郊外への遠足などの文化へ進出した。その一環にスポーツがある。資本自体が求める強健な身体は、やがて拡大する植民地支配の上からも求められるようになり、また帝国主義化が進むと、軍勢力（身体形成、リーダーシップ、服従心、自制心、勇気、即断力他）強化が必須となった。その要請を実現できたのがスポーツであった。帝国主義は強いナショナリズムを必要としたから、スポーツは一層男性性（Manliness, Masculinity）の強化に結合した。その分、女性性は対局へ追いやられた。

さて、先述のように女性の労働力化は彼女たちを家庭から引き離し、社会化をもたらすが、この結果は家計の一端を夫と共に担うようになり、夫との平等性を獲得するようになる。これはこれまで引きずってきた家父長制を掘り崩す物質的基盤を形成する。これもまた資本主義の持つ進歩的側面である。

資本は心身の健全な労働力を求めるが、労働力予備軍の豊富な段階では補充はいくらでもいたから、女性、子どもは使い捨てられた。しかしそれが枯渇してくると、労働力政策として、労働時間の厳守を定めた工場法の制定などで女性や児童労働の保護策を採らざるをえなくなった。これは労働組合側からの要求でもあった。

ただここで確認しておくべき事は、資本は先行する社会体制と異なり、女性を含む国民を労働力化、社会化して、心身の健全な人間として自立することを要請し、可能にする条件を作り出す社会だと言うことである。こうして、すべての国民のスポーツへの参加の条件を形成することは、その条件整備を資本や国家がある程度

受け入れる福祉国家段階でのスポーツ権の基礎となっている。つまり、女性も含むすべての国民がスポーツに参加する権利を持つという思想の基盤に、根本的には資本の要請が存在するのである。

話は一気に現代に下ってしまうが、1980年代のドイツでの研究に依れば、職業婦人と家庭婦人のスポーツへの参加の相違を示している。この時期、ドイツではスポーツ・フォー・オール政策に基づき、積極的な国家的援助によって、国民のスポーツ参加を促進した。こうした条件の下で、職業婦人はより多くスポーツに参加し、家庭婦人は少ないことが示されている。これは前者が後者よりも社会化されており、スポーツに参加する機会に恵まれている。家庭婦人はまた、スポーツを含めた社会化が少なく、その分自分への自信に欠けるとも報告されている¹⁰⁾。こうした傾向はイギリスでも示されており、万国共通であろう（同前、p. 239）。

4.2 国家の要請

資本主義は国民国家の建設の上から、19世紀後半に近代義務教育制度を発足させ、国民の育成のために知徳体の教育を課した。国家もまた女性も含めた国民の知育、徳育そして体育、健康の促進を必要としたのである。女性の社会化は単に知的、精神的能力ばかりでなく体力、健康などの身体的能力をも含む総合的能力を必要とした。そのため、近代義務教育制度は女性の体力、健康向上をも対象とした。さらに家庭における女性は健康な子どもの出産、育児の為の健康も求められた。こうして、夫に傳（かしづ）くための良妻賢母教育の一環に、これまで男性に占有されてきた体育、スポーツが含められるようになった。表現を変えれば、女性のための体育やスポーツをも含めざるを得なかったのである。

資本主義はやがて19世紀末からの帝国主義段

階へと進み、1914年に始まる第1次世界大戦時のヨーロッパ諸国では多くの男性が戦地に赴き、戦死した。それによる国内での空白を女性が埋め合わせた。その結果男性の仕事、社会活動と考えられてきた領域に女性が積極的に参加することを国家が要請し、女性がそれに応えた。それによって「女には無理な仕事」のすべてが女性にも可能であることが証明された。これによって女性の社会参加と男女平等の主張は一層の現実味を帯びた。

1950年代後半からの高度経済成長後は、労働と生活の機械化（省力化）、高栄養化、精神労働化によるストレスの増大などにより、国民の生活習慣病は深刻化し、それに伴って医療費が増大した。それは国家予算に大きく食い込み始め、医療費対策の視点からも、国家としても国民の体力、健康促進が必須となった。それを具体化する手段はスポーツ以外に無く、政府がスポーツ施設・設備を建設し、スポーツ指導者を養成し、スポーツクラブの育成を援助する「スポーツ・フォー・オール政策」が福祉国家に誕生した。そればかりでなく、地域でのスポーツクラブ参加は希薄化する地域の再統合の重要な手段としても重視された。こうして国家的諸施策の一環としてスポーツは位置付けられ始めた。当然その一環に女性も含まれたことは言うまでもない。

4.3 女性（労働者）自身の要請、権利

自らの心身を唯一の資本とする労働者、国民そしてもちろん女性にとって体力、健康は唯一の財産であり、その健全な維持管理は死活問題である。病気になれば、誰も面倒を見てくれず、野垂れ死にするのが関の山である。とはいえ、資本主義になり、社会的な身分の拘束から解放された労働者そして女性は、自らの人間性を開花し、発達させる余暇という条件を獲得することになったが、労働保障、社会保障が幾分改

善された社会においても、病気、怪我で働けなくなれば、それは失業、貧困を意味する。したがって、自らの体力、健康は自らが管理しなければならない。

戦後の高度経済成長以降の諸権利の拡大の中で、国家が国民の体力、健康管理に大きく関与し始めたが、これは国民個々人の立場からも問われたことである。スポーツは体力、健康の維持の為でもあるが、精神的なストレスの発散にとっても重要である。そればかりでなく余暇活動における文化活動、教養など、人間性の向上の一環として多くの文化権を主張するようになった。そしてその一環にスポーツ権（スポーツは国民の権利＝条件整備は国家の義務）を求めた。このスポーツ権は1970年代の第2次フェミニズム期に併行して、女性のスポーツへの参加を促進させた。こうして国民のスポーツ参加は資本にとっても、国家にとっても、そして国民自身にとっても必須となった。

5. 資本主義はなぜ、女性へのスポーツ普及を阻害するのか

以上の様に資本主義は、国民の、そして女性のスポーツ参加への基盤を形成するが、現実には国民、労働者そして女性のスポーツ参加はいろいろに阻害されてきた。ここで資本主義的支配・差別と家父長制的支配・差別の内実が究明されなければならない。

5.1 資本主義はなぜ、国民へのスポーツ普及を阻害するのか

第1に指摘すべき事は、スポーツが余暇活動の一環であり、余暇に参加するには可処分所得と可処分時間が必要であるということである。つまり労働条件としての給与の上昇や労働時間の短縮などが必須である。しかし資本とそれに支えられた国家はこれら労働条件の改善を無視するか、極めて低水準の施策しか採らない。そ

うすれば労働者階級は余暇、スポーツに参加できなくなる。国民の、女性の労働力が社会的に豊富にある間は、資本と国家は労働者の労働条件の改善には努めず、より多くの搾取を追求する。そのため、労働条件改善の要求運動が弱ければ、こうした労働条件は低い水準に置かれ、そのために国民の、女性のスポーツ参加は発展し得ない。資本主義の歴史は資本による搾取の強化の一方で、それに抵抗し労働条件の改善、福祉の充実を求める労働者の運動との対抗の歴史であったから、国民、女性のスポーツ参加もこうした条件によって規定されるのである。

第2に、国がスポーツ政策に関与する以前には、資本家階級はアマチュアリズムによって、労働者階級をスポーツから排除した。1850年代から1970年代までの約120年間続いたアマチュアリズムは、圧倒的多数の人口を占める労働者階級を「アマチュアではない」として、スポーツから排除した。さらに「他者からの援助を受けてスポーツをしてはならない」というブルジョア個人主義によって有産者のみがスポーツに参加できるイデオロギーと体制を形成した。その一環にプロも排除した。こうしてアマチュアリズムは「資本主義において資本家階級がスポーツの市場化を閉ざした」ものであり、プロの排除によりスポーツの高度化をも排除した。こうした市場化否定と高度化否定は資本主義にとって決定的な矛盾であり、早晚矛盾を激化させ、崩壊する宿命を抱えた。そしてその後の歴史は現にそうなった¹¹⁾。ともあれ、労働者階級のスポーツ参加制限は明らかに資本主義的支配・差別に置かれたのである。

またアマチュアリズムが強化された19世紀後期は、イギリスをはじめとする列強が海外進出を強め、帝国主義化した時期でもあり、ナショナリズムが強調された。ナショナリズムは当然にしてミリタリズムや保守主義と結びつき、学校教育での「アスレティズム」や「マッスルク

リスチャニティ」もまたそれらのイデオロギーに包摂されていった。こうして、スポーツが帝国主義化の中でナショナリズムの形成に結合して必要以上に男性性が強調された時期でもある。それはアマチュアリズムとも必然的に結合し、アマチュアリズムは男性性の強調、軍国主義そして愛国主義と結合した¹²⁾。つまり、アマチュアリズムは女性差別を内包したのである。これは資本主義的支配・差別が家父長的支配・差別を内包した事例である。

1960年代から1970年代に掛けての資本主義は福祉国家を先頭に福祉を重視した時期であり、「スポーツ・フォー・オール政策」を生んだ。これは国民の労働条件の向上による賃金の向上、労働時間の減少、そして男性の育児休暇の保障など、女性のスポーツ参加の条件を形成した。そして国家による福祉の重視によって、スポーツ条件（施設設備建設、指導者養成、クラブ支援等）を国家が積極的に支えた。こうして資本主義的支配・差別と家父長制的支配・差別を大きく克服したものである。

しかし1980年代以降の新自由主義の時代には、再び公共事業の市場化、民営化、個人主義化を志向した。その一環としてこれまで国や自治体などの公共によって担われてきた福祉政策（その一環としてのスポーツ政策）の多くを、民間つまり商業化に委ねて市場化し、個人主義化した。とすれば当然にして、金の有る無しでその享受の可能性は異なり、次第に貧富の格差が拡大した。結果としては圧倒的に多数の国民はその恩恵に与れなくなる。本来的に公共的な性格を持つスポーツ政策を市場化によって対応しようとするれば、公共的スポーツ施策は削減される。これもまた資本主義的支配・差別の表出である。

以上、資本主義は資本にとっても、国家にとっても、そして労働者個人にとってもスポーツ参加を必然とすると共に、スポーツの公共的性格故に資本や国家に対する労働条件の改善や

福祉政策の向上を要請する。しかし資本と国家はそうした福祉実現は資本の利潤獲得に対立するが故に国民のスポーツ参加の諸前提を素直には実現しないのである。ここで、国民はスポーツ参加のためのいろいろな運動が求められることになる。こうして、国民の、そして女性のスポーツ参加のための諸条件は、漠然として形成されるものではなく、国民のあるいは女性の自覚的な福祉獲得の運動無しには実現されないものである。

国際的には、1978年のユネスコ「体育スポーツ国際憲章」は「スポーツを享受することはすべての人の基本的権利である」と規定したが、その具体化は各国内での権利実現運動の水準が決定している。これらは資本主義的支配・差別の側面である。

5.2 資本主義はなぜ、女性へのスポーツ普及を阻害するのか

以上のように、資本主義は国民のスポーツ参加を要請する政治経済体制であるにもかかわらず、その一方で彼らの参加を阻害する。資本は自らが国民のスポーツ参加要求を作り出しながら、一方でその要求に応えることはできない。これは資本主義の矛盾である。そして資本は国民、女性のスポーツ参加の条件を形成しながら、それを実現する方法を持たない。もし持つとすればそれは福祉国家的政策以外にない。そうした公共的政策でなければ市場化によって新たな利潤の対象化によって具体化しようとする。こうした国民のスポーツ要求を実現させない資本主義的支配・差別は当然にして女性をも被差別者として内包する。そして帝国主義国家はナショナリズムの高揚の手段としてスポーツを巻き込み、スポーツの男性性を必要以上に強調するようになった。アマチュアリズムもそれに荷担した。その反動としてスポーツから女性を排斥するようになった。もし女性がスポーツ参加

すれば、男性化するとか、女性は男性に劣るなどの女性劣性観等のイデオロギーで牽制したのである。

この女性劣性観は時には「医学的、生物学的」「科学的な」粉飾を付けられ、女性蔑視の露骨なイデオロギーを塗られて、今日に至っている。こうした観念は伝統的な「女性は穢れている」とする特有な宗教観にも支えられた。確かにこうした女性支配・差別は、現在の憲法の下では概ね克服され、法的には男女平等化を実現させている。とはいえ、現実生活の中では今なお、女性劣性観、女性穢れ観は沈殿物が浮上するように時折表れる。完全に払拭されてはいないのである。そして現代では、以上の家父長制的支配・差別による不平等はマスコミによる女性性の商品化によってさらに増殖させられている。こうした悪習や社会通念は社会に深く染み込み、払拭するには長く地道な努力を必要とする。

6. 女性スポーツ史—差別と克服—

以上のような国民の、そして女性のスポーツ参加の条件を形成する一方で、その参加を阻害するという資本主義の矛盾の中で、女性スポーツはどのように進展してきたのだろうか。以下、資本主義における女性スポーツの位置（差別と克服）を4期つまり「資本主義の形成期～帝国主義段階」「戦間期」「高度経済成長期・福祉国家の発展」「新自由主義下」に区分して歴史的に概観する。この4期に区分する理由は、資本主義の過程で政治経済的背景が大きく変化し、それに伴って女性の社会進出が拡大し、その一環として女性スポーツも大きな変動を受けた時期であるからである。

6.1 資本主義の形成期～帝国主義段階

資本主義とスポーツの関連を見る場合、両者の典型的な発祥地としてイギリスを中心に見ることは最も妥当である。イギリスは1770年代か

ら1870年代までの間、世界に先駆けて産業革命を達成した。それは商品他の流通機構を進展させ、商業主義化をいち早く実現した。工場制機械工業の段階つまり大量生産時代となり、これまでの手工業的職人技は次第に消失して単純作業が増え、女性労働、児童労働の採用が可能となった。

女性や妻や児童労働は男性労働者の職域を浸食し、彼らの仕事を奪い、また給料を下げる方向に働いた。しかも女性の家庭での発言力を増したために、家父長の立場を危うくした。一方、女性や児童の長時間労働は心身は疲弊した。そのために彼らを保護し、労働力を維持する為にも、工場法などの制定によって10時間労働が実現した。こうして女性・妻・児童を労働から軽減ないし解放すると同時に、男性による仕事の奪還が始まった。ここで誕生したのが家族の養育分をも含む「家族賃金」である。これによって「男性稼ぎ主型」が普及し、女性は再び家庭に留まり、男性の扶養者になった。「妻を働かせない能力が労働者階級の男性にとっての立派な社会的地位（リスペクタビリティ）の尺度となった」ため、1890年代までに熟練労働者の妻は通常、働かなくなった¹³⁾。ブルジョアイデオロギーないし家族観の反映である。こうして、再び資本家的「家父長制」の家族観、女性劣性観が強化され、そのために女性たちは「資本主義的支配・差別」と「家父長制的支配・差別」の2つの差別によって拘束されることになった。

天然資源に乏しいイギリスは産業資源や生産物の販売市場を求めてアフリカ、アジア、オーストラリア、南米へと植民地獲得に乗り出し、次第に帝国主義化を深めて世界に冠たる大英帝国を建設した。それに伴い、富国強兵政策を一層強化した。

イギリスではいち早い資本主義化に伴い、近隣の大陸諸国に先駆けて市場化を実現させた。当時、フランスなどでの貴族の自慢はどれだけ

多くのお抱えを有しているかであったが、イギリスの貴族はどれだけの儲けを有しているかに主要な関心事が移行していた。

そうした中で、資本主義的生活様式も近隣諸国に先駆けて導入され、スポーツもその一環に採用されたのである。

古代オリンピック種目の復興と共に、新たな近代的スポーツ種目の誕生をもたらし、貴族、資本家階級の男性を中心に普及した。それらは帝国主義的侵略にともなって植民地にも普及した。近代義務教育制度では身体教育だけでなくそれに伴う道徳性の強調、人格の完成を目指す「アスレティズム」が強調され、それは世界の国民国家にも普及した。さらに大英帝国のナショナリズムに包まれた屈強で敬虔なクリスチャンを育成する「マッスルクリスチャニティ」が結合された。頑強な身体の育成、戦闘性、服従心、ナショナリズムに基づく国家への忠誠心、そしてチームへの協調心、統率力の養成など、男性性の強調は教育の、そして社会のイデオロギーの中心を占めるようになった。そして、スポーツは男性性の育成やナショナリズム注入の有力な手段となった。

同じように、資本や国民国家による労働者、近代兵士の養成に応えるべく、ヨーロッパの諸国では体操が創造された。ドイツでは19世紀初頭のナポレオン（フランス）への敗北を挽回するために強力なドイツイデオロギーと結合した「ヤーン体操」（器械体操）が誕生した。スウェーデンでは身体の研究に基礎を置くスウェーデン体操がP. H. リング（1776-1839）によって考案された。また、デンマークではF. ナハテガル（1777-1847）からN. ブック（1880-1950）に連なるデンマーク体操も考案された。これらの体操とスポーツはそれぞれのナショナリズムと結合されながら愛国運動として展開され、相互に影響を与えながら徐々に発達しつつあった各国の資本、国家の要請に応え

たのである。そしてそれらはその後、多くの国々に普及した。ナショナリズムと結合したそれぞれの体操もまた強烈なナショナリズムと結合し、その結果、必要以上の男性性が強調された。とはいえ、女性の身体形成も強く求められたから、ヨーロッパ諸国ではスポーツよりも競争性を含まない体操が女性の身体形成に活用されていった。因みに、日本では嘉納治五郎によって柔術の教育化・近代化を目指して柔道が形成された。

19世紀初頭以降、イギリスではこれまでの有閑階級としての貴族夫人に加えて、工場制機械工業の普及に伴い、資本家階級（ブルジョア）夫人の家内工業からの開放が進んだ。彼女たちには資本家の家父長制的女性観によって、2つの期待が寄せられた。1つはお淑やかで男性に傳（かしづ）く女性である。一方で、帝国を支える健康な子どもを産む母体の必要性によってこれまでの青白き女性から、より体力のある健康な女性が社会的に要請された。貴族夫人に倣って家庭に留まることを期待されたが、資本主義の開放性は彼女たちの社会参加を促進した。子育ては乳母に任せ、積極的に社会に出始めた。さらに男性の数が相対的に減少する中で、結婚できない「余った女性」たちは家庭教師などの職に就きながら、「新たな女性」として女性運動に参加するようになった。そして志を同じくする仲間といろいろな組織を結成し始めた。労働者階級の女性もまた労働力として社会化を求められていた。社会化は女性への体育、スポーツの普及の基盤となった。

社会化し始めたブルジョア女性たちはより自由な行動力を求めた。それはファッションにも影響した。女性の身体を美しく見せるために腰部を締め付けたコルセットや裾野が大きく開いて活動力を大きく制約していたクリノリンなどの衣装が廃れ、より解放的なブルマーなどの衣類へと向かった。これは社交としても大きな意

義を持った。彼女たちは体育、スポーツにも多く参加するようになったが、競争性を含まない体操や、含んだとしても身体的接触を含まないテニス、ゴルフなどのよりマイルドなスポーツが許容されていた。もし女性がより競争的、攻撃的なスポーツに参加すれば「男まさり」「男性化」として批判された。ここで持ち出された論理が、「性差の科学」である。つまり女性は生物的に身体的、生理的に華奢であり激しい運動は不向きである。したがって非競争的、非体的運動が好ましい。また、精神的には闘争心に欠けるので激しいスポーツも不向きであるとして、スポーツを除く遊戯、ダンス、体操等が奨励された。これに女性は男性に劣るなどの女性劣性観、女性差別思想が「後付け」された。既述のように資本と国家が女性の体力、健康へも大きな要請を持ち始めたが、一方で家父長制による女性劣性観、女性差別が「男性文化」であったスポーツへの同等な参加を許さなかった。

メスナーは1890年代から1920年代を通して、最初の「男性性の危機」であると述べている¹⁴⁾。つまり、女性の社会進出が大きく進展したからである。イギリス、フランスをはじめとするヨーロッパでは19世紀末には女性の権利が大きく進展し始めた。イギリスでは1872年から1892年の間に3つの既婚婦人財産法が成立し、財産所有者は地方選挙では投票権を獲得し始めた。1878年に離婚法が成立し、女性の権利を拡大した。こうして女性はこれまでの「第2級市民」から徐々に男性と同等な権利を獲得し始めた。また1869年の寄付金学校法（Endowed School Law）以降、男子のパブリックスクールに真似て、多くの女性のグラマースクールが設置された。そしてそこではスウェーデン体操と共にホッケー、ラクロスなどのスポーツが大いに推奨されたのである。19世紀末までには中産階級の女性を中心に、多くの国内スポーツ組織が結成され、中産階級の女性の社会進出と彼

女たちの学校では、体育・スポーツが必須となった。

特に1890年代は自転車が女性に大流行した。これは自転車製造における技術の進歩、特に空気入りのタイヤの製造他、高機能だが比較的安価であったため、中産階級の女性のみならず、労働者階級の上層部の女性にも大いに普及した。ここでも自転車は女性の母胎に余り好ましくないと批判があったが、多くの女性は自転車によって地域的のみならず精神的にも社会的にも、大いに活動範囲を広げたのである。

そして先進諸国には近代義務教育制度が誕生し、女子も体育を学び、またクラブ活動として既存の男性スポーツに進出し始めた。これらの運動は長い間のビクトリア朝の女性観を徐々に掘り崩していった。次の戦間期には多くの女子大学で「運動フェミニズム」の第一波が起きた。その分家父長制的な抵抗も大きかった。

女性たちは時代の体力、健康要請に支えられながら、そして諸文化志向の一環としてスポーツにも参加して行った。そうした女性の進出を不可避としながら、一方では、ナショナリズムと結合して必要以上に男性性が強調されたスポーツが次第に女性にも普及してくると、家父長制に基づく女性劣性観によって、その教育的効果は男女で異なるとされた。これがスポーツとジェンダーの関係におけるダブルスタンダードである。これ以後、スポーツをめぐる男性と女性の関係はダブルスタンダードを巡る闘いの歴史であった¹⁵⁾。

また19世紀末のイギリスやアメリカでは、女性の高等教育への参加が進んだ。しかしそれもまた大きな抵抗を受けることになった。長時間の勉学は母胎の形成にとって障害となるという高等教育参加への批判、そしてそこでの体操やスポーツ学習への批判などである。

6.2 戦間期

帝国主義諸国の植民地争奪はついに世界の隅々まで、つまりアフリカ、南米、アジアへ隈無く侵入した。その後は相互に既得の植民地の奪い合いとなった。帝国主義戦争への突入である。これが1914年から1918年までヨーロッパ列強を中心に闘われた第1次世界大戦であり、人類史上初の世界戦争となった。予想以上の長期戦、総力戦となり、死者は1千万人に上った。戦地に派遣された男性の後を受けて多くの女性たちがこれまで男性の仕事とされてきた分野に進出した。それは女性の社会参加に必要な心身の総合的な能力を要請した。自信を着けた女性たちは戦後も労働や社会分野に留まり、これまでの活動を基礎に男女平等の権利を主張し、女性の権利運動は高揚した。女性の参政権は第1次世界大戦後の戦間期に多くの国で実現した。こうして資本主義的支配・差別と家父長的支配・差別は大きく克服されつつあった。戦争が女性の社会参加、女性の権利を高める結果となった。

これら女性の社会参加と女性の諸権利運動の高揚の一環として、女性による多くのスポーツ種目組織がヨーロッパ諸国に徐々に誕生した¹⁶⁾。やがてフランスが中心となり、1920年には国際女性陸上競技連盟が結成された。当時、陸上競技は女性には激しすぎるという理由でオリンピックからも排除されていたが、同連盟は1922年には第1回世界女性オリンピック大会(パリ)を開催し、IOCに対して女性のオリンピック参加を強く要請した。こうした運動は、女性の体力、健康もまた国家的レベルで必要になりつつあった事が物質的基盤となっていることによって初めて可能なことであり、そうした社会的基盤の動向を国民も徐々に感得し始めていた事による。

女子のオリンピック正式参加は1924年のパリ大会であるが、陸上競技は1928年のアムステル

ダム大会が初めてである。(それ以前も非公式参加は少しあった。)この時、女子800m走は日本の人見絹枝選手が銀メダルを獲得したが、この決勝レースで8名全員(現実には若干名であり、これはマスコミの過剰な表現との批判もある)がゴール後に酸素欠乏で失神するという事態となった。これに対して、女性参加には与しない男性役員やマスコミからの攻撃が強まり、それ以降女性の中長距離走はオリンピックから消えた。因みに女子800m走が復活するのは32年後のローマ大会(1960年)である。

こうして、女性が徐々にスポーツに参加するにしがたい、家父長制的支配・差別の視点から女性に対するスポーツ害悪論も強まった。母胎を損傷する、女性の身体が筋肉を付け男性化する、また、精神的には過度の競争心により精神が男性化する、女性は虚栄心、名誉心、嫉妬心が強く、フェアプレイ精神に欠け、対抗試合には馴染まないなど、あらゆる「科学的」粉飾によって罵倒され、拒否された。女性の体力や健康の必要性を承認はするが、とはいえ男性の領域に入り込まれるのも嫌だ、女性を男性と同権にするのは嫌だとの家父長制的支配・差別、女性劣性観、女性蔑視観からである。

しかし、資本や国家や女性自身の要請に支えられた女性のスポーツへの進出を抑えることはできず、結局は女性劣性観、ダブルスタンダード(2流のスポーツ)を内包したまま、それぞれ男女が分離して競技を享受するようになった。とはいえこの女性劣性観というイデオロギーは女性の身体が男性と異なるという「差異」を、女性差別の体制、観念と結びつけたものであり、未だに深く社会に沈殿している。

戦間期に女性スポーツ運動と共に発展した国際労働者スポーツ運動にも女性部門が設けられた。ブルジョア社会とは異なり、労働者階級の家庭では独占する財産も無いことから家父長制、女性差別は容易に克服されると思われたが、彼

らの中にもブルジョアイデオロギーは浸透しており、ここでも女性のスポーツ参加は多くの偏見と闘わねばならなかった。

1933年に政権を奪取したドイツのナチスは強烈的なファシズムで近隣諸国を侵略し、ゲルマン民族以外、特にユダヤ民族他を抑圧し、多くの国の民主主義制度を破壊した。スポーツ領域でいえば、国際女性スポーツ運動や国際労働者スポーツ運動もまた、ナチスによって直接、間接に抑圧され、壊滅した。1936年のオリンピックベルリン大会はナチズムの宣伝に最大限利用された。そして1940年の東京大会は日本の中国侵略に伴う物資不足によって、1944年のロンドン大会は第2次世界大戦中によって、それぞれ中止された。しかしこの戦間期に経験された女性スポーツ運動と労働者スポーツ運動は女性や労働者のスポーツ参加の先行例となり、戦後の福祉国家における「スポーツ・フォー・オール政策」に継承された。

戦間期の女性の権利運動と女性スポーツ運動は日本にも大きく影響した。1904-5年の日露戦争での勝利は、日本の帝国主義化を促進し、その分西欧文化の影響を強く受けた。その一環に各県に高等女学校が1920年代初頭に創設され、ここでも女性スポーツが活発に享受されるようになった。多くの「男性スポーツ」にも参加した。こうした動向は一方では資本主義化の一環として許容されながら、他方では男性化するとか、女性劣性観によって批判された。しかし時代の趨勢は確実にスポーツにおける男女平等化の方向を志向しつつあった。

6.3 高度経済成長期・福祉国家の発展

イギリスは第2次世界大戦中の1942年に、戦後を展望して「ベヴァリッジレポート」を作成した。これにより戦後は国民皆保険制度を充実し、福祉国家(Welfare State)と呼ばれるようになった。これはドイツ、イタリア、日本など

枢軸国の戦争国家（Warfare State）に対比したものである。終戦直後は戦勝国といえども疲弊しており、その福祉内容は教育、労働、医療、住宅など、生存と教育に集中せざるを得なかった。しかし1950年代後半以降の高度経済成長を経るに伴いその福祉内容も拡大し、国民の精神的文化である芸術、スポーツなどもその福祉施策に含められ、国家から多大な援助を受けるようになった。高度経済成長に伴う産業の発展は多くの労働力を必要とし、国内では女性の労働力化をもたらし、足りない分は旧植民地からの労働移民に依存した。こうして女性の社会化はますます促進された。これもまた女性のスポーツ参加への重要な物質的基盤を形成した。

また高度経済成長は人間の身体とそれを巡るスポーツ文化にとって、そしてそれはもちろん女性スポーツにとっても人類史的に重要な転換点となった。先ず第1に労働や生活の機械化を促進し、それは省力化をもたらして国民の運動不足を招来させた。第2に高度経済成長期以降の高栄養化そして精神労働化によるストレスの増大をもたらした。こうして人類は（特に先進諸国においては）、カロリーの摂取と消費の視点から見ると、「少量摂取・多量消費」という永い欠乏の時代から、「多量摂取・少量消費」の飽食の時代に入り、人類史的な体力に関するパラダイムの転換を来した。そして過去には無かった新たな生活習慣病を深刻化させることになり、国民の体力、健康問題と医療費対策、そして余暇対策は喫緊の国家的要請となった。これらの諸課題にもっとも有効に対処できるのがスポーツであり、この点で、国民全体のスポーツ参加による健康促進、医療費削減、ストレス解消は国家政策としても必須の時代に入ったのである。もちろんそこには女性も例外無く含まれた。

1960年に始まるドイツの「ゴールデンプラン」は10年間で必要なスポーツ施設を公共的に、高

度経済成長の内需拡大策の一環として完成させた。それと併行して「第2の道」政策ではスポーツクラブ結成を補助し、国民、地域住民の参加を促した。1966年には欧州審議会（Council of Europe）がそれらを普遍化して「スポーツ・フォー・オール政策」として加盟国に普及させた。その思想と施策は西欧諸国にいち早く普及した。高度に発達した資本主義諸国が共通に必要としていたからである¹⁷⁾。ここでは基本的にすべての国民が対象となった。この「スポーツ・フォー・オール政策」は世界の先進諸国にとってモデルとなり、多くの国々が追従した。

とはいえ、福祉国家自体が旧来の「男性稼ぎ主型」家族を前提としていたことから、この点が多く的女性たちから批判されることになった。それは女性スポーツでも同様で、「スポーツ・フォー・オール政策」にもかかわらず、参加には未だいくつかの制約を抱えていた。したがって、女性のスポーツ参加にはもう一段のアクセラが必要であった。

1960年のアフリカ諸国の植民地からの独立、1960年代のアメリカの黒人を中心とする公民権運動やベトナム反戦運動、市民権を要求する世界の学生パワーの高揚、そして西欧の高度経済成長に支えられた福祉の更なる発展と、福祉国家における諸権利が向上した。それらと連動して女性の権利運動も高揚した。

もちろん、先進諸国特に福祉国家における女性の権利は最も高く保障され、他の国々の目標となった。一方、開発途上国においては物的条件が不十分であり、国民の諸権利も十分には保障されなかった。しかも歴史的に低く虐げられてきた女性の権利は格段に低いものであった。国連はそうした世界の女性の権利の多様性をも包み込みながら、1975年を国際女性年と定め、「第1回世界女性会議」をメキシコで開催した。「平等・開発・平和」をテーマに参集し、性差別、女性虐待、性的虐待など多くの問題を検討

して「メキシコ宣言」「世界行動計画」を採択した。以降、5～10年毎に開催されている。こうして女性差別問題は世界的課題となり始めた。1979年には国連で「女性差別撤廃条約」が採択され（日本は1985年に批准）、国連と世界各国は女性の権利擁護の政策を推進し始めた。第2次フェミニズム期である。

こうした動向を受けて、そしてやや遅ればせながらも1994年には第1回世界女性スポーツ会議がイギリスのブライトンで開催され、「ブライトン宣言」を採択した。その2年後の1996年には第1回IOC世界女性スポーツ会議がスイスのローザンヌで開催された。その後それぞれは4年毎に世界各地で開催されている。前者の第4回（2006年）は日本の熊本で開催された。

ところで、スポーツ社会学への最初のフェミニストの介在は1970年代における北アメリカからであり、1980年代までには多くの支持を得て、また理論的にも深められた¹⁸⁾。

特にアメリカでは1972年に教育改革法の一環として‘Title IX’（タイトルナイン）が制定され、学校教育での男女差別が禁止された。これによって大学も含め体育授業や運動部活動への男女の参加の平等や部活動補助金の男女平等化などが推進された。さらに、1960年代後半から1970年代においてイギリスで勃興したカルチュラル・スタディーズの影響も大きい。これまでの社会学は主要には社会のメインストリーム（主流）の文化、社会を研究してきたが、カルチュラル・スタディーズはサブカルチャーに焦点を当て、大衆文化を考察し始めたからであり、ジェンダー研究もまたその一環として包摂され始めた¹⁹⁾。

しかし、先述のように女性のスポーツ参加は予定調和的には進まなかった。つまり、これらの福祉国家の多くは未だ「男性＝稼ぎ主、女性＝被扶養者兼家族の世話係」、それを維持する「家族賃金」の支給と主婦の税制的優遇など

の古い家族観（女性観）に基づいており、女性の側からみれば、形式的には平等でも、実質的な生活には今なお多くの差別が存在しており、それらの障害が指摘されるようになった。こうして、先進の福祉国家では古い家族観、女性観の克服を目指し、女性の社会進出、真の男女平等を指向する諸運動、そして女性の労働権、社会保障権、余暇権、スポーツ権の保障等、多くの実質的な男女平等を主要には女性たちが中心となって追求し始めた。

2010年に行われたヨーロッパ25ヶ国での調査に依れば、ベルギー、フランス、ギリシャ、ラトビア、リトアニア、スロバキア、スペイン、イギリスでは男性の方がスポーツ参加が多いが、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、オランダなどより福祉国家的な傾向の国では逆に女性参加が多くなっており、女性の権利が進展していることが分かる。もちろん女性のスポーツ参加が高いということは、女性を取り巻くその他多くの福祉が保障されていることを意味する²⁰⁾。

6.4 新自由主義下

新自由主義（ネオリベリズム）とは1970年代後半からアメリカのレーガノミックス、イギリスのサッチャリズム、そして日本の1980年代の中曽根行革で採用されはじめ、現在に続く政治経済路線である。1973年の産油国による原油価格のつり上げのための石油生産量の削減に端を発するオイルショックは世界中の経済危機を引き起こした。ここで、福祉国家を除く先進資本主義国、特にアメリカ、日本、イギリスでは福祉を敵視して大企業、多国籍企業の進展を重点化した。まず、労働条件はぎりぎりに低く抑え、賃金も低下させる。そしてそれに抵抗する労働組合の力を削ぎ、益々の労働強化を推進する。その一方で、それまでの福祉ないし福祉国家を敵視し、すべてを市場化しようとした。市

場万能主義の思想と政策である。つまり既存の福祉を削減し、警察と軍隊以外は市場化して（夜警国家化して）、後はすべてを金で買えという論理と政策である。これは必然的に社会の貧富の格差の拡大をもたらすと同時に、富裕者は何でも買えるが貧困者は何も買えないという、すべては金次第という社会である。

1980年代以降、世界の大企業の大国籍企業化や国際的な投資団体であるヘッジファンドの活動の自由を保障する新たな政治経済戦略が求められた。ここで採用されたのが新自由主義である。先進国に本部を置く大国籍企業やヘッジファンドが開発途上国に開発支援を受けながら、そこから多額の搾取をするという構造が生まれ、開発援助といいながら、開発途上国と先進国との格差が一層拡大した。そして開発途上国の貧困化は深刻な国際問題となっている。貧困国における大国籍企業と結託した一部支配層と搾取の対象となる圧倒的な国民ないし諸民族間での対立と内戦を多く引き起こしている。また、先進国内でも大企業が儲ければその分け前は国民にもこぼれ落ちるという「トリクルダウン理論」が吹聴された。しかし、これまで形成してきた福祉への攻撃は深刻であり、今やトリクルダウンの誤謬性は明らかである。この新自由主義による国際的な差別の拡大と諸国内の貧富の格差拡大について、国際経済学の視点から分析したジョゼフ・スティグリッツ（1995年にクリントン政権の大統領経済諮問委員会委員長、1997年に世界銀行の上級副総裁エコノミスト、そして2001年にノーベル経済学賞受賞）はこの矛盾を鋭く抉って解明し、厳しく批判した²¹⁾。

1970年代以降の新自由主義下で、先進国の大企業は大国籍企業化をして、開発途上国の安い労働力を求めて進出した。それに伴い、先進諸国では産業空洞化を引き起こし、労働者の賃金、家族賃金が低下し始めた。夫の給与が目減りを始めたために妻たちはパートタイマーとして家

庭から出て労働力化を志向し始めた、また志向せざるを得なかった。資本はそれが男性であろうと女性であろうと無関係に、より安い労働力を求めて更なるパート化を推進した。こうして新自由主義下で、これまでの「男性稼ぎ主型」の家庭は大きく崩れ、「男女共稼ぎ型」へシフトしている。そしてこれは当然にして、女性の新たな社会化の動向を模索し始めている。

新自由主義化は当然にして福祉の一環であるスポーツ政策をも襲撃した。例えば、先進的福祉国家でもフィットネスセンターやダンスセンターなどの商業的個人種目と個人主義の一定の進出があり、ノルウェーにおいても、1995～2003年の間、スポーツ連盟がこうした福祉削減やスポーツの市場化、あるいは男女のスポーツの不平等な市場化に対して有効な措置を執らなかったために、多くの女性競技者は収入の少なさを彼女たちの身体の女性性を活用して（例えばヌード集などを発行して）収入増を目指さなければならなかった²²⁾。新自由主義のスポーツへの影響はこうした一部のトップ女性選手へのマイナス影響のみならず、国民の可処分所得、可処分時間の削減をもたらすことによって、国民のスポーツ参加、更にはプロスポーツの観戦者数の減少など、スポーツ界全体の縮小も引き起こしている。特に、生産力は高度だがその国民への分配が貧弱な日本において、その悪影響は顕著である²³⁾。

さて、日本の場合、1950年代後半以降の高度経済成長期に、福祉国家化をせずに国民の賃金と福祉は低く抑えられた。企業は生産過程で排出される廃棄物を処理せずに放出したから大気汚染、水質汚濁をはじめとする多種多様な公害を拡散させ「公害のデパート」と言われた。企業社会といわれる企業中心、企業重視の社会が形成された。企業の競争原理を直接に教育にも導入し、受験地獄や子どもたちの非行、社会的逃避などをもたらした。そして国民、地域住民

の福祉を軽視する国に代って自治体がそれを代行したから、全国に革新自治体が激増した。

こうした動向に危機を感じた中央政府は1973年を福祉元年と定め、福祉重視を志向した。そしてスポーツについて言えば、文部大臣の諮問機関である保健体育審議会がその答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」を1972年12月に出し、日本スポーツの「福祉国家化」を志向した。しかし、1973年9月のオイルショックによって頓挫した。それ以降、「福祉2年」は来ず、逆に少ない福祉が削減され始めた。広義の福祉の範疇としてのスポーツ政策（施設建設、指導者養成、クラブ育成補助他）は進まず、それまで曲がりなりにも進められてきた僅かなスポーツ政策も、大きく後退するようになった。日本のスポーツ政策は審議会答申類としては、総合的に見ればその実現は福祉国家的傾向を志向したが、現実の政策は無方針状態となった。1990年代以降は新自由主義によって労働条件は低下し、可処分所得、可処分時間は減少した。国や自治体のスポーツ政策も後退した。

日本では現在女性労働者は全労働者の45%を越えるが、その60%はパートタイマーという世界でもまれに見る悪状況であり、悲惨でさえある。日本のパートタイマーは2016年には全労働者の37.5%となり、長時間労働、劣悪な労働条件、安い給料、不安定雇用の状態に置かれたいわゆる「ワーキング・プア」である。とはいえ、女性の社会参加は前進しつつある。

近年大企業はイコール・フッティング政策（男女の同一労働同一賃金）政策を主張し始めている。これは一見女性の主張を採用して男女平等を実現しているように見えるが、大問題が内包されている。それは給料の絶対的水準を下げたイコール・フッティング化（下方平準化）を意図している。それによって男女の形式的な平等化は図れるが、実質的には更なる給料の減

少、劣悪化を意味する。資本はまさにこの点を狙っている。つまり、一見家父長制的支配・差別を解消するように見せかけて、資本主義的支配・差別を強化しようというものである。求められることは上記の両支配・差別を止揚する上方平準化によるイコール・フッティングである。

ところで、女性の多数の労働力化、社会化はこれまで家庭で彼女らによって賄われていた家事（育児、介護、食事などの機能）の多くを、家庭の外部に依存（社会化）せざるを得なくなった。それは当然にして福祉的要求の向上である。したがって福祉として公的に保障する事が求められるが、新自由主義下の日本の財界と政府は福祉国家化の方策ではなく、市場化の方向を採った。それゆえにこれらの福祉的機能を享受するために新たな支出が必要となり、国民の貧困化と内部における貧富の格差がさらに拡大した。

公共スポーツ政策も衰退化し、2000年代以降は自治体スポーツ行政の民営化が進められ、国民のスポーツ参加の諸条件はいずれも低下してきている。そのため新自由主義の推進するスポーツの商業化さえ後退する事態となっている。こうして日本国民のスポーツ文化は21世紀に入ると全体的に衰退してきている。これらは資本主義的支配・差別の結果であるが、ここには女性も厳然と含まれるのである²⁴⁾。

おわりに

以上、これまで問われることのなかった、資本主義はなぜ、国民にスポーツを普及させるのか、女性にスポーツを普及させるのかを問うた。根本的には資本主義における資本がそうした条件を形成する。しかし現実には、女性へのスポーツ普及は資本主義的支配・差別と家父長制的支配・差別によって阻害される。

資本主義の成立する近代社会は、帝国主義の時代でもあり、帝国主義諸国のナショナリズム

も強化された。スポーツはこれらのナショナリズム強化に利用され、必要以上に男性性が強調された。そのことによって、本来女性も男性と共に発展させるべきであったスポーツがもっぱら男性性と結びつけられ、女性は排除された。しかし女性にもスポーツは必須であったから、女性の権利運動の進展と共に徐々に普及したが、そこには家父長制的女性劣性観が障壁となった。そればかりでなく、新自由主義の下で、その家父長制的支配・差別の基底となる労働条件やスポーツ政策という福祉政策の削減によって、女性のスポーツ参加は2重に支配・差別を受けている。

以上の視点から見ると、スポーツが男性によって支配され、男性性と強固に結合されてきたとする歴史観はある程度事実であるが、一面的すぎるように思われる。つまりここには家父長制的支配・差別の視点しか包摂されていないからである。資本主義のスポーツの歴史を見れば、アマチュアリズムに典型的に示されたように先ず資本主義的支配・差別に置かれたのである。それと同時に、家父長制的支配・差別によって女性も排除された。とすれば、スポーツは労働者階級と女性の両方を排除して、ブルジョア的観念（ナショナリズム、男性性）を無理矢理に結合したのである。しかし、その後の歴史は、この資本主義的支配・差別と家父長制的支配・差別の両者に対する労働者階級と女性による差別解消運動の対抗の歴史である。

戦後の福祉国家における「スポーツ・フォー・オール政策」はこの両支配・差別の克服を内包したものである。このことを教訓とすれば、女性スポーツにおける差別解消問題は、単に家父長制的支配・差別の視野に限定されることなく、資本主義的支配・差別の克服との併行でしか進めないであろうし、その大きな教訓としての既存の福祉国家の実情から多くを学ぶべきであろう。

また、女性もまた資本主義内で、男性と同様にスポーツに参加する条件を形成したということは、もし条件が許せば、スポーツの形成にかなる参加、貢献ができたのかという視点も必要だろう。ただ現在推測的に言えることは、例えば女性が対等に参加していたとしても、現在とは大きく異なったスポーツが誕生し、発展したとは思われない。現在のスポーツは、単に男性のためだけに生まれたのではなく、女性も含めた資本主義に生きる人々のために誕生したものであり、それを男性が独占し、勝手に男性性と結合させただけと考えられる。これは歴史的には女性スポーツの展開の中にそのヒントが見える。それは女性専用のスポーツを誕生させるのではなく、男性に独占されたスポーツを取り返す歴史でもあった。現在のオリンピック種目の実態を見れば、男女ほぼ同じになっている。その上で、更に男女平等のスポーツ発展とは何かを検討する必要がある。これはまたスポーツの歴史の再検討を意味している。

資本主義の歴史は、ジェンダーの視点、女性スポーツの視点から見れば支配・差別と一方での解放の歴史である。現在もその過程であり、差別が解消された訳ではない。今後はそうした差別の具体例に対応した支配・差別の具体的な分析と、それらの解放を展望する方向性、つまり具体的には福祉国家との関わりが探究される必要がある。

注

- 1) J・ホイジンガ（高橋訳）『ホモ・ルーデンス』中央公論社、1973
- 2) 内海和雄『スポーツ研究論—社会科学の課題・方法・体系—』創文企画、2009
- 3) 辻村みよ子『ジェンダーと法』不磨書房、2005、p. 146
- 4) 同前、p. 146
- 5) 二宮厚美『ジェンダー平等の経済学—男女の発達を担う福祉国家へ—』新日本出版社、2006
- 6) N・エリアス、E・ダニング（大平訳）『スポーツの文明化—興奮の探究—』法政大学出版、1995

- 7) アレン・グットマン (清水訳) 『スポーツと現代アメリカ』TBS プリタニカ, 1982, p. 94
- 8) アレン・グットマン (谷川他訳) 『スポーツと帝国—近代スポーツと文化帝国主義—』昭和堂, 1997
- 9) Tony Collins, *Sport in Capitalist Society - a short history*, Routledge, 2013
- 10) Allen Guttman, *Women's Sport - a history -*, Columbia University Press, 1991, p. 232
- 11) 内海和雄 『アマチュアリズム論—差別なきスポーツ理論の探究へ—』創文企画, 2007
- 12) 11) の p. 41
- 13) 木本喜美子 『家族・ジェンダー・企業社会—ジェンダー・アプローチの模索—』ミネルヴァ書房, 1995, pp. 66-67
- 14) Michael Messner, Sport and Male Domination - The female athlete as contested ideological terrain-, *Sociology of Sport Journal*, No. 5, 1988, pp. 197-211
- 15) 来田享子 「近代スポーツの発展とジェンダー」『スポーツ／ジェンダー学への招待』飯田, 井谷編, 明石書店, 2004, p. 38
- 16) 10) の pp. 155-171 (Chapter 10, The European Take the Lead)
- 17) 内海和雄 『イギリスのスポーツ・フォー・オール—福祉国家のスポーツ政策—』不味堂出版, 2003. 内海和雄 『スポーツと権利・福祉—「スポーツ基本法」の処方箋—』創文企画, 2015
- 18) Jennifer Hargreaves, *Sporting Females: critical issues in the history and sociology of women's sports*, Routledge, 1994, p. 25
- 19) 岡田 桂 「ジェンダーを「プレイ」する—スポーツ・身体・セクシュアリティ—」『スポーツ社会学研究』第18巻第2号, 2010, 日本スポーツ社会学会, 創文企画, p. 8
- 20) Van Tuyckom C et. al, Gender and age inequalities in regular sports participation: a cross-national study of 25 European countries, *Journal of Sports Science*, 10, Aug, 2010, pp. 1077-1084
- 21) J・スティグリッツ 『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』(翻訳本, 徳間書店, 2002), 同 『これから始まる「新しい世界経済」の教科書』(翻訳本, 徳間書店, 2016)
- 22) Jorid Hovden, 'Discourses and strategies for the inclusion of women in sport - the case of Norway,' *Sport in Society, Culture, Commerce, Media, Politics*, Volume 15, Number 3, April 2012, Routledge, p. 294
- 23) 内海和雄 『スポーツと人権・福祉—「スポーツ基本法」の処方箋—』創文企画, 2015
- 24) 同前